

## 人口減少下における雇用対策の検討について（検討依頼）

### 1 基本的な視点

- 人口減少下において、より多くの者が社会を支えるという観点から、若者、女性、高齢者、障害者などすべての人の就業参加を実現し、その意欲と能力が最大限発揮できるようにすることが必要。
- 特に、若者については将来の我が国社会経済活動を担う者であることから、ニート・フリーター等若者の雇用問題の解決が喫緊の課題。  
若者を中心に増えている非正規雇用についても、労働者の意欲と能力が最大限発揮されるようにする観点からの対応が必要。
- また、全国的には雇用情勢が改善する中で、改善の動きが進んでいない地域が存在し地域格差が生じている。地域の人材の意欲・能力が有効に発揮されるよう地域経済の活性化、雇用機会の創出・拡大を図ることが必要。
- さらに、外国人労働者については、単純労働者は今後も受け入れを認めないという基本方針は堅持しつつも、高度人材、技能実習生、日系人等国内労働市場において影響が無視できない存在となりつつあることから、その適正な雇用管理を推進することが必要。

### 2 検討課題

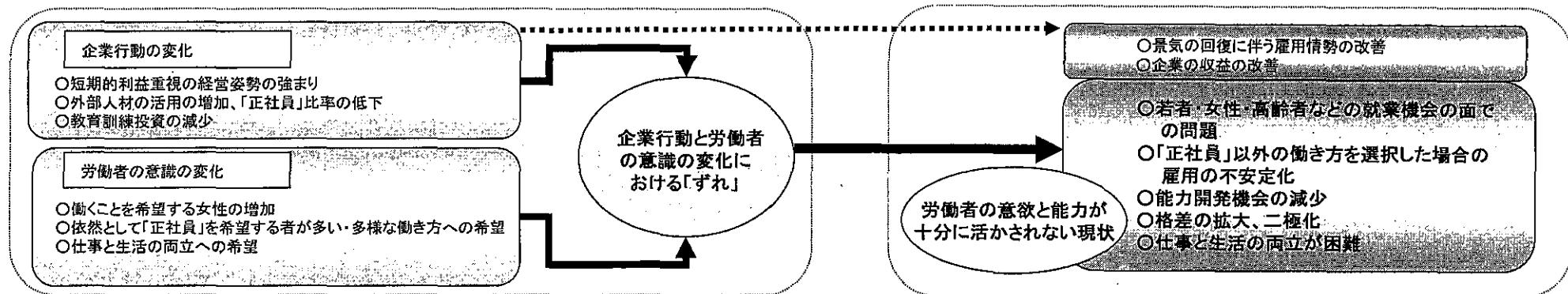
下記の事項について、必要な法的整備（雇用対策法、地域雇用開発促進法の改正）も含め検討を行う。

- (1) 若者の応募機会の拡大に向けた取組の推進等
- (2) 地域の雇用創造の促進及び国と地方公共団体の連携強化
- (3) 外国人労働者の適正な雇用管理の推進
- (4) その他（女性の再就職促進、非正規労働者の正社員化 等）

# 人口減少下における雇用・労働政策の課題(概要)

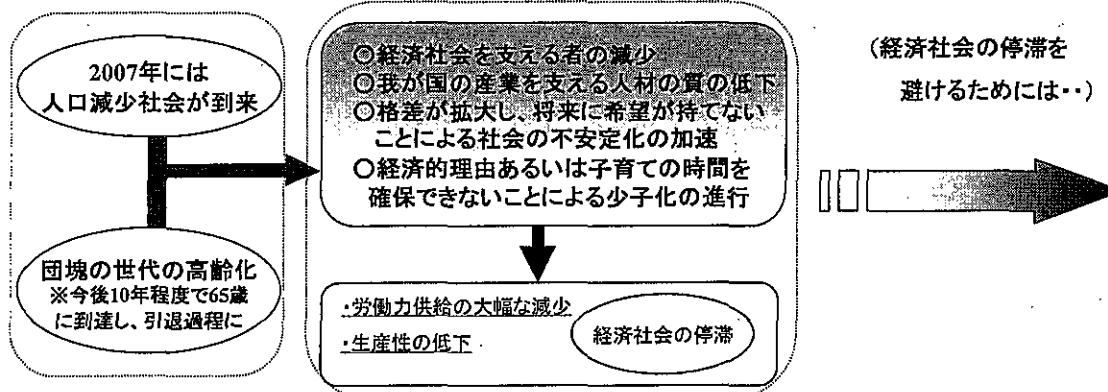
## ○ 現状

～すべての人が自律的に働くことができ、安心して生活できる社会を目指して～

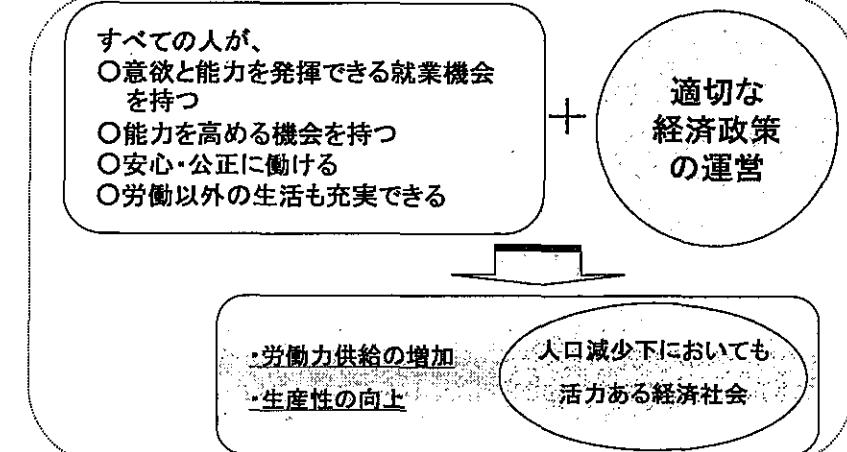


## ○ 今後四半世紀の展望

(このまま続けば…)



(適切な措置を講すれば…)



## ○ 今後10年間に取り組むべき対策

団塊の世代が引退を迎えるまでの今後10年間の対策が鍵！

すべての人々が高い意欲と能力を持って様々な就業機会へ挑戦できるための支援

- ・若者・女性・高齢者をはじめ人々のライフステージの各段階に応じた就業機会の拡大(就業を重視した政策の展開)
- ・各世代の特性に応じた効果的な職業能力の開発・向上の推進
- ・地域にかかわりなく就業し、能力を発揮できるための雇用創出、人材育成

人材の確保・育成の推進

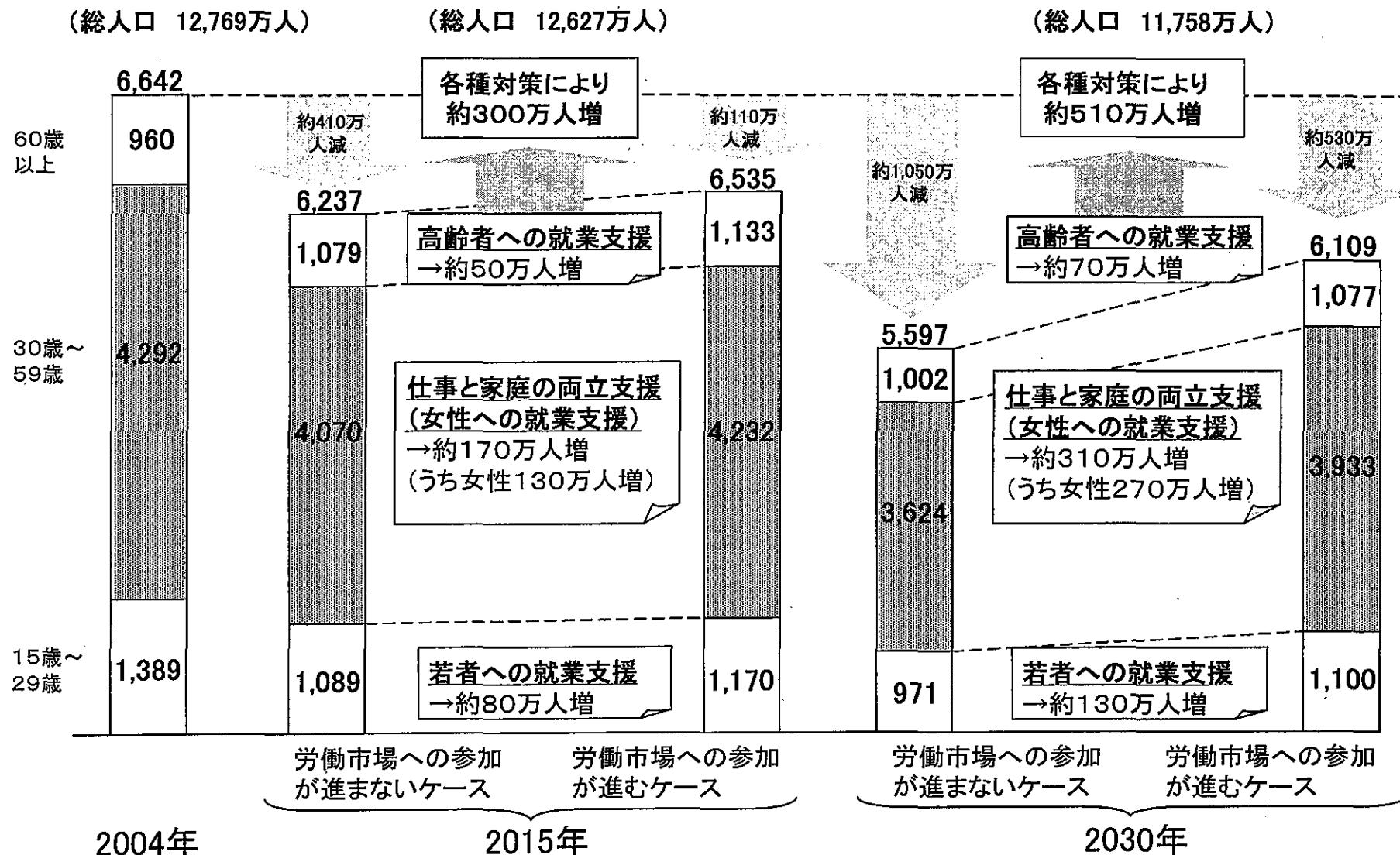
- ・性・年齢などにかかわりなく、人々を意欲と能力に応じて待遇し、人材として育成する取組の推進
- ・産業の高付加価値化に貢献できる人材や、高齢化が一層進行する中で必要なサービスを提供する人材の確保・育成に向けた取組への支援
- ・希望すれば非正社員から正社員への移行が可能となるための環境整備
- ・育児・介護や社会活動等に柔軟に対応することを可能とするための働き方の見直し
- ・中小企業等における技能継承等への支援

労働者が安心・公正に働くことができるルール・システムの整備

- ・多様な就業形態に対応した労働関係法制・社会保障制度の整備
- ・働き方にかかわらない、職務、能力と労働時間等に応じた待遇等のルールの確立
- ・労働力需給調整機能の強化(仕事を探す者の属性に応じたきめ細かな対応)

# ＜労働力人口の見通し＞

各種対策を講じ、労働市場への参加が進むことにより、労働力人口は現状のまま推移した場合と比べて、2015年で約300万人、2030年で約510万人上回る。これに加え、労働生産性の向上を図れば、現在以上の経済成長率を維持することは可能。



(資料出所)総人口については、2004年は総務省統計局「人口推計」、2015年、2030年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」による。  
労働力人口については、2004年は総務省統計局「労働力調査」、2015年、2030年は厚生労働省職業安定局の推計(2005年7月)による。

# 今後重点的に展開していくべき政策～10の政策対象・分野に向けた提言～

## (1)若者への就業支援～若者と仕事をつなぐ後押しをする

- 新卒採用に限定されない採用機会の拡大への取組
- フリーターの正社員への登用や常用雇用化への支援
- 学校・地域・企業と連携した早期からの若者の職業意識の涵養、職業教育の強化
- 学卒、若者向けの能力開発に関する情報提供、実践的能力評価の仕組みの整備・普及
- 心理面も含めたきめ細かな支援の強化

## (6)職業能力開発～すべての人々が能力を高められる機会を用意する

- 若年・壮年・高齢といった各世代の特性に応じた職業能力開発の効果的・整合的な推進
- 企業から求められる能力に関する情報提供及び職業能力評価制度の整備
- 介護サービス等高齢化が一層進行する中で求められる産業分野での人材育成・雇用管理改善への支援
- 省力化・生産性の向上に資する技術に対応できる人材の育成・能力開発の検討

## (2)女性への就業支援～女性が仕事を続けやすい職場環境を作る

- 女性が活躍する領域を拡大するためのポジティブ・アクションを含めた男女の機会均等施策の強化
- 妊娠・出産しても安心して働き続けることができ、また、子育てとの両立を可能とするための働き方の見直し、保育の充実等の環境整備
- 出産・子育てにより離職した者への再就職・再就業への支援の強化

## (7)外国人労働者～高度人材の受入れを促進する

- 世界で通用する専門的な知識や技術を有する外国人の積極的な受入れの促進
- 留学生の就職支援の見直し・拡充
- 日系人労働者の定住化に伴う諸問題への適切な対応

## (3)高齢者への就業支援～元気な高齢者が活躍できる社会を作る

- 65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等を通じた雇用機会の確保
- 60歳代後半層への雇用・就業支援の検討、さらに働く意欲がある限り働き続けることができる社会の構築に向けた検討
- 採用から退職まで年齢にかかわりない雇用管理のあり方の検討
- 中年期からの再就職・創業等、高齢期における多様な働き方を視野に入れた職業生活設計に関する取組に対する支援
- シルバー人材センターの活用等による地域密着型の就業支援
- 中小企業における円滑な技能継承の取組への支援

## (8)安心・公正な労働～誰でも安心して働ける労働条件を整える

- 就業形態の多様化等に対応した、労働契約法制のあり方や雇用以外の働き方の条件整備の検討
- 労使のコミュニケーションの促進及び労使間におけるトラブルの自主的な予防や解決を促すための取組
- パート、派遣、有期雇用など様々な働き方にかかわらず、職務、能力、労働時間等に応じた待遇の均衡
- 就業意欲を阻害しない税・社会保険制度や福利厚生制度等のあり方の検討
- 労働者の安全・健康を確保するための長時間労働・メンタルヘルス対策等の一層の強化
- 労働者が自律的に働き最も力を発揮できるような労働時間制度の在り方の検討
- セーフティネットとしての最低賃金制度の機能の強化

## (4)福祉から就労へ～障害者や生活保護等を受けている人の自立を手助けする

- 障害者の障害の種類及び程度等に応じたきめ細かな自立支援
- 生活保護受給者等への就労支援を通じた自立支援
- 子育て・生活支援・就業支援等総合的な母子家庭等対策の推進

## (9)仕事と生活～ワークライフバランスで仕事と生活を充実させる

- ワークライフバランスを可能とするための長時間労働対策等の労働条件全般についての環境整備
- 自己啓発・ボランティアなど仕事以外の社会的な活動を可能とするための環境整備

## (5)地域における雇用創出への支援～地域の人材を育成・活用する

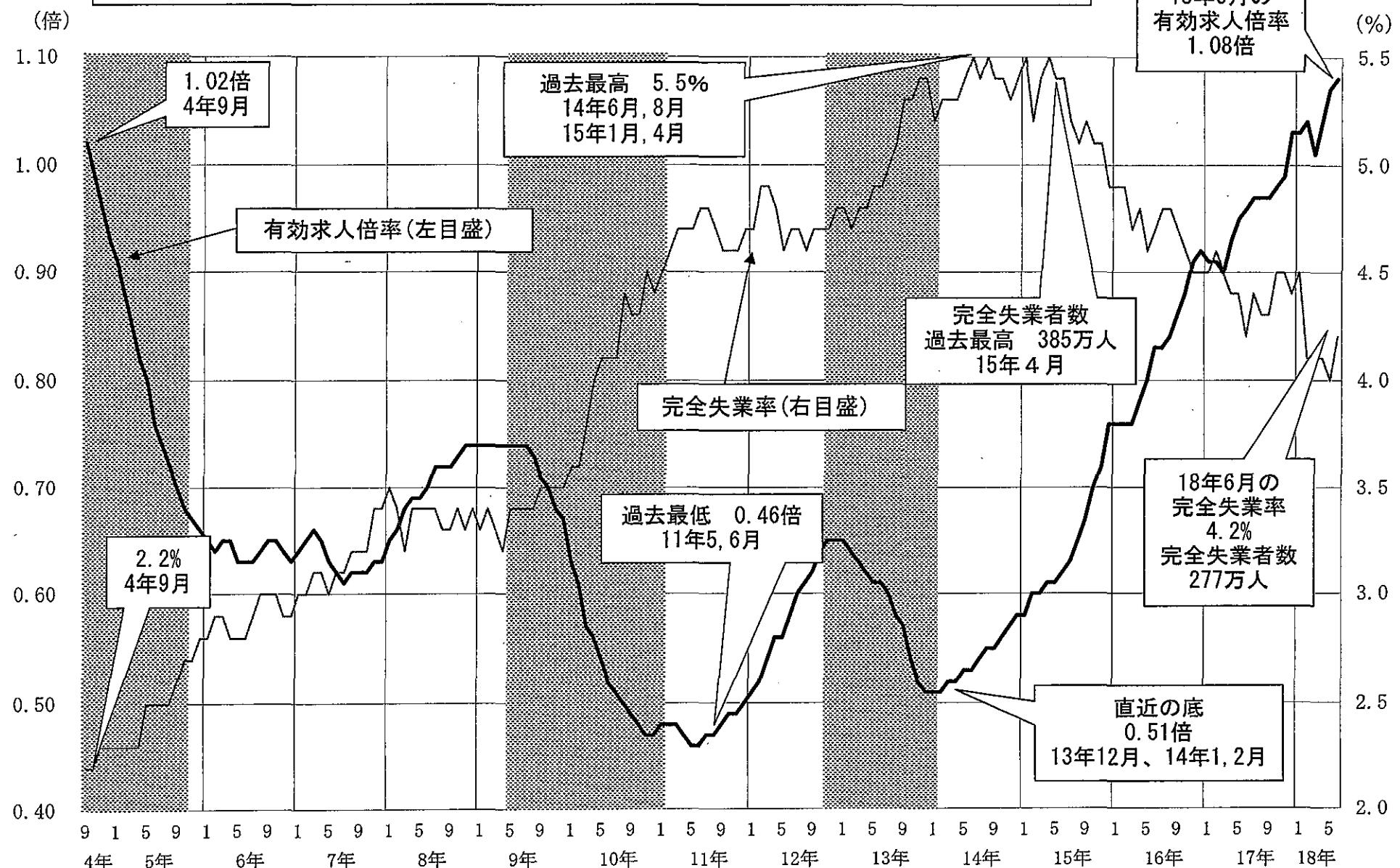
- 地域の自立的な発展に必要な人材の確保等への支援
- 雇用情勢の厳しい地域等を中心に、地域の特性に応じた自発的な雇用創出の取組への支援
- 地方への移住を希望する退職者が住みやすい魅力的な環境作り

## (10)労働力需給調整～すべての人々の就業意欲を活かす

- すべての働く意欲を持つ人々が就業機会に挑戦できるための募集・採用の促進
- 求人・求職活動の広域化等に対応するためのハローワークの活用による雇用のセーフティネットの強化
- 離職を余儀なくされる労働者の円滑な労働移動の支援に取り組む事業主への支援
- 民間の職業紹介機関等の活力や創意工夫を活かし、官民相また適切な労働力需給調整が図られるような環境の整備
- 創業支援の強化
- 在宅就業など就業機会の拡大につながる働き方の普及に向けた取組

## 有効求人倍率（季節調整値）及び完全失業率（季節調整値）の推移

現下の雇用失業情勢は、厳しさが残るもの、改善が進んでいる。



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」  
※シャドー部分は景気後退期

## ①若者

	平成 10 年	現状	差
完全失業率 (15~24 歳)	8.0% (10 年 1~6 月平均)	8.5% (18 年 1~6 月平均)	0.5p
(25~34 歳)	4.6% (10 年 1~6 月平均)	5.2% (18 年 1~6 月平均)	0.6p
【参考】 (年齢計)	4.0% (10 年 1~6 月平均)	4.3% (18 年 1~6 月平均)	0.3p
フリーター (年齢計)	151 万人 (9 年)	201 万人 (17 年)	50 万人
フリーター率 (人口に占める割合)	1.4%	1.8%	0.4p
ニート (年齢計)	46 万人 (10 年)	64 万人 (17 年)	18 万人

(注) 完全失業率は原数値。

## ②地域

	全国	北海道	青森	秋田	高知	長崎	鹿児島	沖縄
H18. 4~6	1.06 倍	0.60 倍	0.42 倍	0.61 倍	0.51 倍	0.62 倍	0.61 倍	0.45 倍
	(全国との差)	-0.46	-0.64	-0.45	-0.55	-0.44	-0.45	-0.61
H10. 4~6	0.54 倍	0.45	0.29	0.61	0.38	0.46	0.46	0.18
	(全国との差)	-0.09	-0.25	+0.07	-0.16	-0.08	-0.08	-0.36

(注) パートを含む季節調整値。

## ③正規・非正規

	平成 10 年	現状	差
正規雇用者数	3794 万人 (10 年 2 月)	3340 万人 (18 年第 1 四半期)	▲454 万人
非正規雇用者数	1173 万人 (10 年 2 月)	1663 万人 (18 年第 1 四半期)	490 万人
非正規雇用者比率	23.6% (10 年 2 月)	33.2% (18 年第 1 四半期)	9.6p
有効求人に占めるパート比率	26.4% (10 年第 2 四半期)	31.5% (18 年第 2 四半期)	5.1p

派遣労働者、パートタイム労働者が現在の就労形態に就いた理由のうち「正社員として働く会社がなかったから」とする者の割合は上昇。

※ 派遣労働者 H6 : 19.2% → H11 : 29.1% → H15 : 40.0%

※ パートタイム労働者 H6 : 11.9% → H11 : 19.0% → H15 : 21.6%

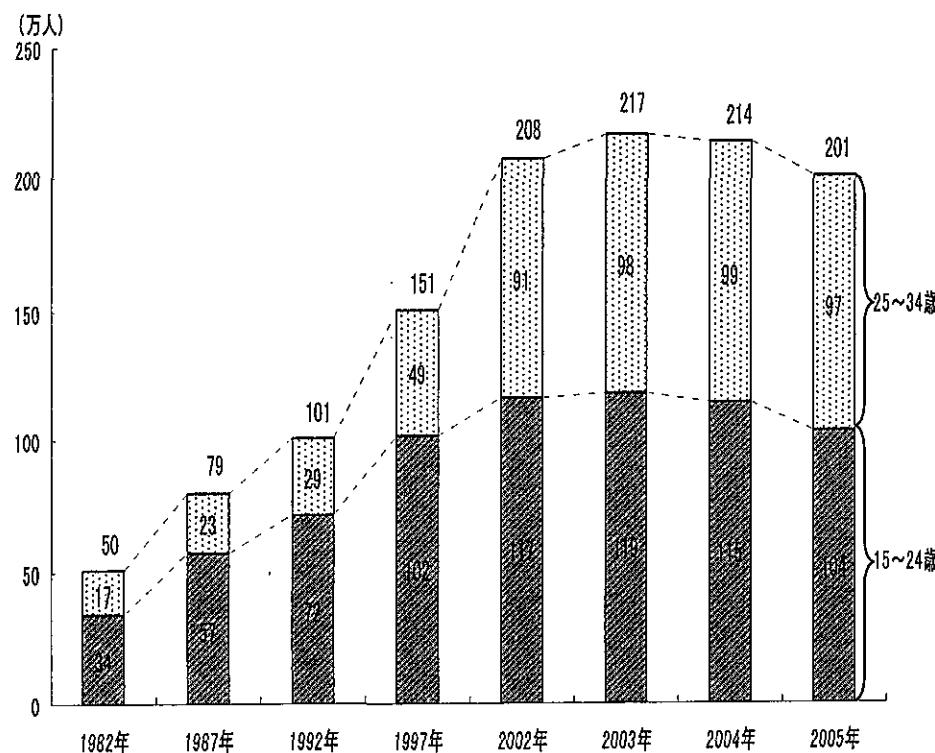
(資料出所) 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合調査」

## ○ 2年連続で減少するフリーター

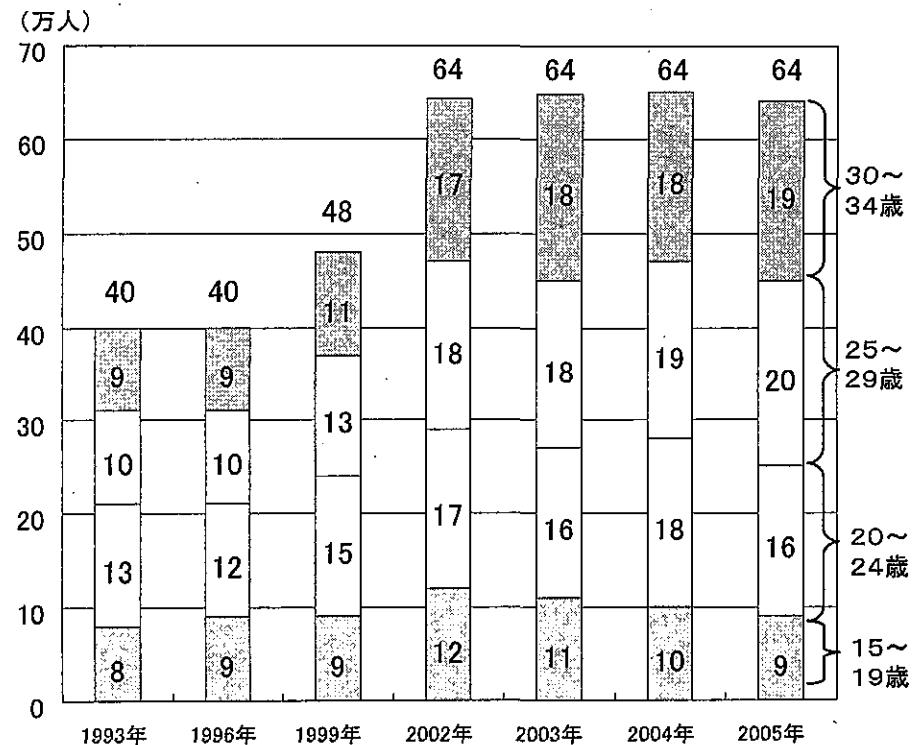
- いわゆる「フリーター」の数は、2003年に217万人まで増加した後、2年連続で減少し、2005年には201万人となっている。

- いわゆる「ニート」の数は、10年前の40万人から64万人に増加。特に年齢の高い層（25～34歳）の増加が大きい。

フリーターの数の推移



ニートの数の推移



(資料出所) 総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計（～1997年）、総務省統計局「労働力調査詳細集計」（2002年～）

(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

# ►平成18年度厚生労働省の若年者対策関連予算◀

平成18年度予算額 363億円

## 1 フリーター25万人常用雇用化プランの推進

233億円

### 働く意欲、自信の向上のための専門サービス窓口 (約5万7千人)

- ジョブカフェ等 ⇒ 約5万6千人
- フリーター等に対する農業就業支援 ⇒ 約1千人

### 実践的な能力開発の実施 (約6万7千人)

- トライアル雇用 ⇒ 約4万2千人
- デュアルシステム、民間委託訓練等 ⇒ 約2万4千人
- フリーター正社員登用の推進〈新規〉 ⇒ 約1千人

### ハローワークによるフリーター常用就職支援事業 (約12万7千人)

(上記との重複分を除く)

フリーター向けの窓口を設け、常用就職に向けたセミナーや合同選考会の開催、専任職員による一对一の相談・助言、求人開拓、職業紹介、就職後の職場定着指導等、常用雇用化のための一貫した支援を実施。

## 2 ニート等若者の働く意欲や能力を高めるための総合的取組

### ニート等の自立を支援するための地域における体制の構築〈新規〉

3.2 億円

- 各地域に「地域若者サポートステーション」を設置し、若者の置かれた状況に応じた専門的な相談を行うとともに、地域の若者支援機関のネットワークの中核として各機関のサービスが効果的に受けられるようにすることにより、ニート等の自立を支援する。

### 「若者自立塾」事業の推進

1.1 億円

- 合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、職業人、社会人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図り、働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」事業を推進する。（実施箇所20か所→25か所）

### 若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備〈新規〉

4.7 億円

- 全国のハローワーク、ヤングワークプラザ等において、専門的人材によるカウンセリングサービスを提供する体制を整備し、若者の就業をめぐる悩みに的確に対応する。

### ジョブパスポート事業の充実

1.5 億円

- ボランティア活動など無償の労働体験等に関する情報の収集・提供を行い、こうした体験を通じて就業の動機付けを高めるとともに、これらの活動の実績等を記録する「ジョブパスポート」が、企業の採用選考に反映されるよう、普及、内容の充実を図る。

### 若者の人間力を高めるための国民運動の充実

1.9 億円

- 若者の雇用問題についての国民各層の関心を喚起し、若者に働くことの意義を実感させ、働く意欲・能力を高めるため、経済界、労働界、教育界、地域社会、政府等の関係者が一体となって取り組む国民運動の充実を図る。

## 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（抄）

### 第2章 成長力・競争力を強化する取組

#### 1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

##### （3）地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）

###### ①地域経営の活性化

- ・ ひとつづくり・雇用創出を図る地域再生計画の実現を省庁連携により支援する「地域の雇用再生プログラム（仮称）」を策定する。

### 第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

#### 2. 再チャレンジ支援

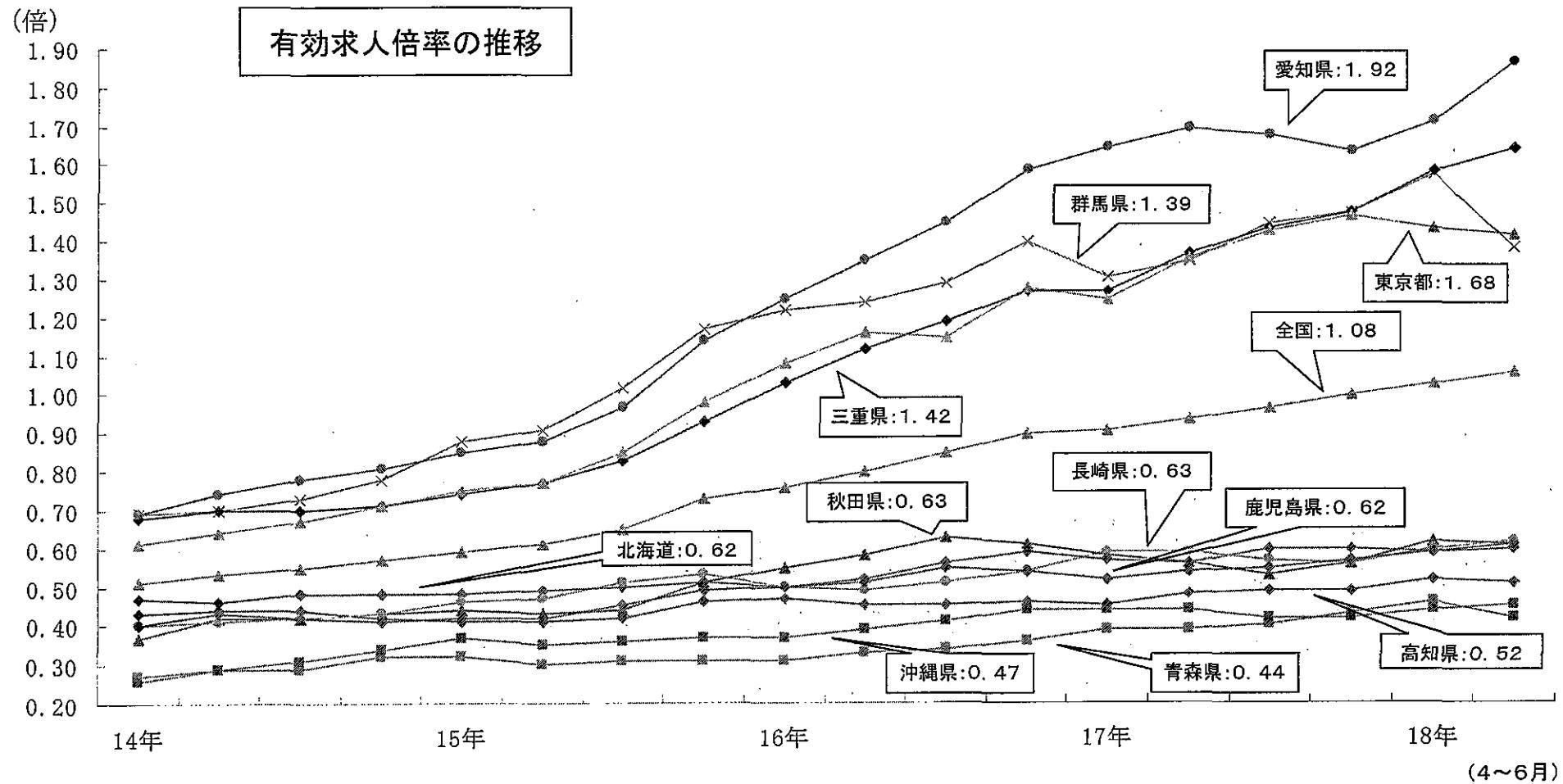
##### （1）人生の複線化による柔軟で多様な社会の仕組みの構築

###### （働き方の複線化）

- ・ 新卒者以外に広く門戸を拡げる複線型採用の導入や採用年齢の引上げについての法的整備等の取組、30～40歳程度のフリーター等にも国家公務員への就職機会を提供する仕組みの構築等により、新卒一括採用システムの見直しを進める。

# 雇用失業情勢の地域格差

全国の有効求人倍率が1倍台にまで改善する中、雇用の改善の動きが弱い地域が存在している。

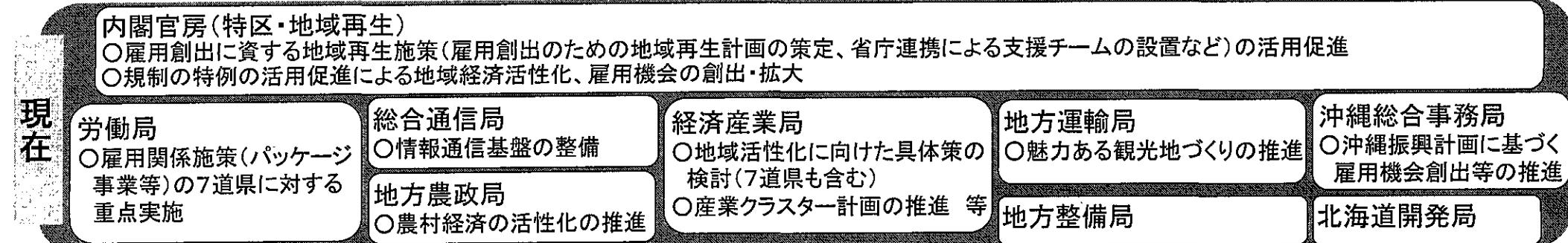
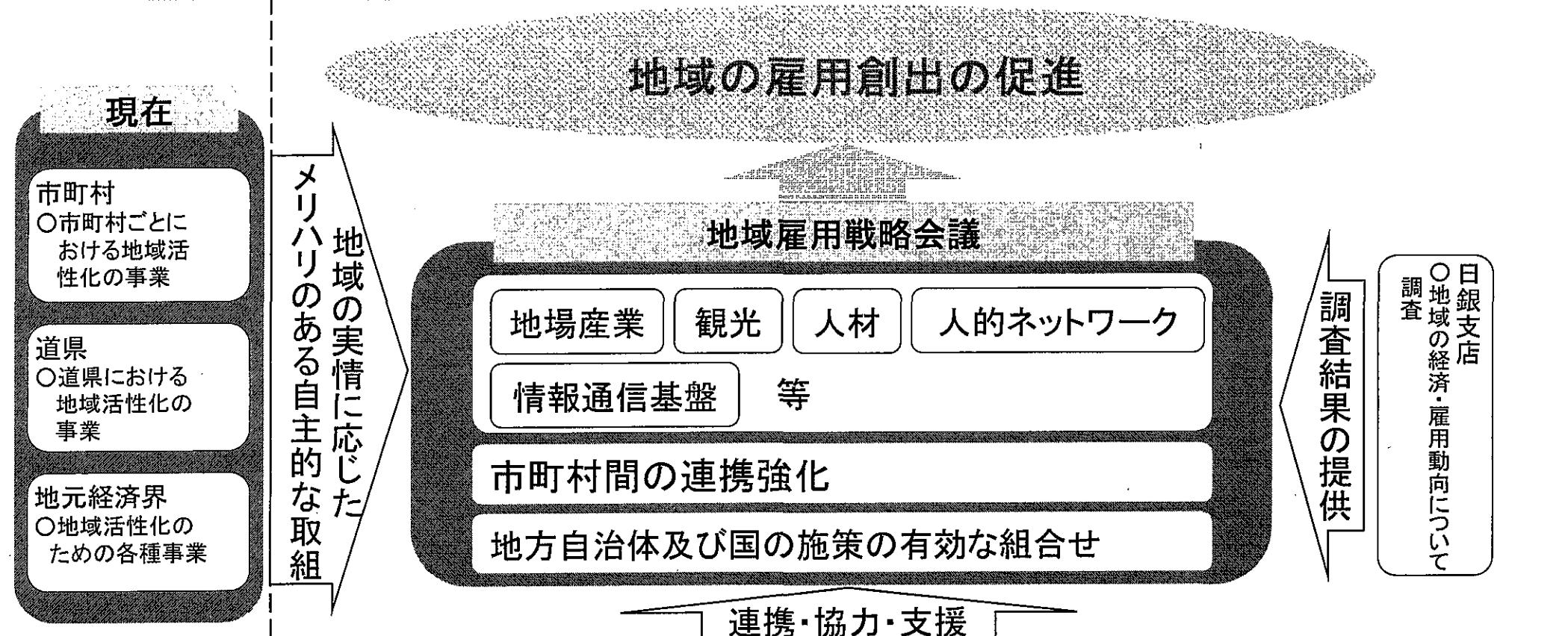


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1. 上位4都県とは、平成17年7月～平成18年6月平均の上位4都県。  
2. 7道県：北海道、青森県、秋田県、高知県、長崎県、鹿児島県、沖縄県。  
3. グラフは四半期の数値。  
4. 県名の中の数値は、18年6月の有効求人倍率。

## ～地域雇用戦略会議～

雇用の創出に向け各地域の自主的な地域活性化の取組の実効が上がるよう、7道県に地方自治体、地元経済界、地方支分部局等の地域関係機関及び関係府省が一堂に会する「地域雇用戦略会議」を設置し、地域レベルで関係機関が一体となって雇用の改善に取り組むこととする。



# 厚生労働省の雇用関係施策の7道県に対する重点実施

## 1 地域の雇用創造に自発的に取り組む市町村等の取組を支援する「地域雇用創造支援事業」について、7道県に重点的に配慮

### ① 地域雇用創造バックアップ事業

雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対し、専門家による助言や参考となる成功事例の紹介等により、企画・構想段階から支援する。

・7道県の配分比率を50%に引上げる。(平成17年度は40%)

### ② 地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)

市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等にその事業を委託する。(上限2億円(×3年間)、採択件数1年度35地域)

・7道県の配分比率を50%に引上げる。(平成17年度は40%)

### ③ 地域創業助成金

地域に貢献するサービス分野又は市町村等が自ら選択した地域重点分野において創業し、離職者等を雇い入れる場合に助成する。

助成内容:創業に係る経費の1/3、上限(雇入れ規模に応じ)150万円～500万円

・7道県について、助成率を50%に引上げる。(他県は1/3)

## 2 中小事業主団体による人材の確保・育成等を支援する「地域雇用開発活性化事業」(平成18年度新規)について7道県に重点的に配慮

雇用情勢の厳しい地域における産業・企業の活性化とそれによる雇用機会の増大を促すため、中小事業主団体による人材の確保・育成(高年齢者の活用、後継者の確保等)の取組を支援する。(予算上全国50団体、上限1,500万円(×3年間))

・7道県の配分比率を30%とする。

・7道県については、地域の意向・ニーズを踏まえた柔軟な運用を行う。

## 3 創業支援コーナー等による支援

雇用・能力開発機構において、創業サポートセンター等(北海道、東京、大阪、福岡)を中心に創業者に対する能力開発、技術支援等を実施する。

・7道県について、雇用・能力開発機構都道府県センターに「創業支援コーナー」を設置し、創業サポートセンターとの連携により、創業に関する情報提供に加え、創業に必要な基礎的ノウハウの提供等相談援助の内容充実を図る。

# 厚生労働省の施策に関する7道県対策の進捗状況について

## 1. バックアップ事業

- 平成18年7月4日現在、4地域で地域雇用創造調査研究事業を実施しており、うち7道県は3地域(75%)。

## 2. パッケージ事業

- 平成18年度第1次採択分として31地域が採択された。採択地域31地域のうち7道県の採択数は17地域(54.8%)。

## 3. 地域創業助成金

- 平成18年4月より、7道県における助成率を引上げ。

## 4. 地域雇用開発活性化事業

- 平成18年度より、全国50地域で事業を実施予定。うち7道県は18地域(36%)。

## ○ 雇用形態別雇用者数の推移

(万人)

和暦	西暦	正規雇用者	非正規雇用者
平成3年	1991	3639	897
4年	1992	3705	958
5年	1993	3756	986
6年	1994	3805	971
7年	1995	3779	1001
8年	1996	3800	1043
9年	1997	3812	1152
10年	1998	3794	1173
11年	1999	3688	1225
12年	2000	3630	1273
13年	2001	3640	1360

14年	2002	3486	1406
15年	2003	3444	1496
16年	2004	3380	1555
17年	2005	3333	1591
18年	2006	3340	1663

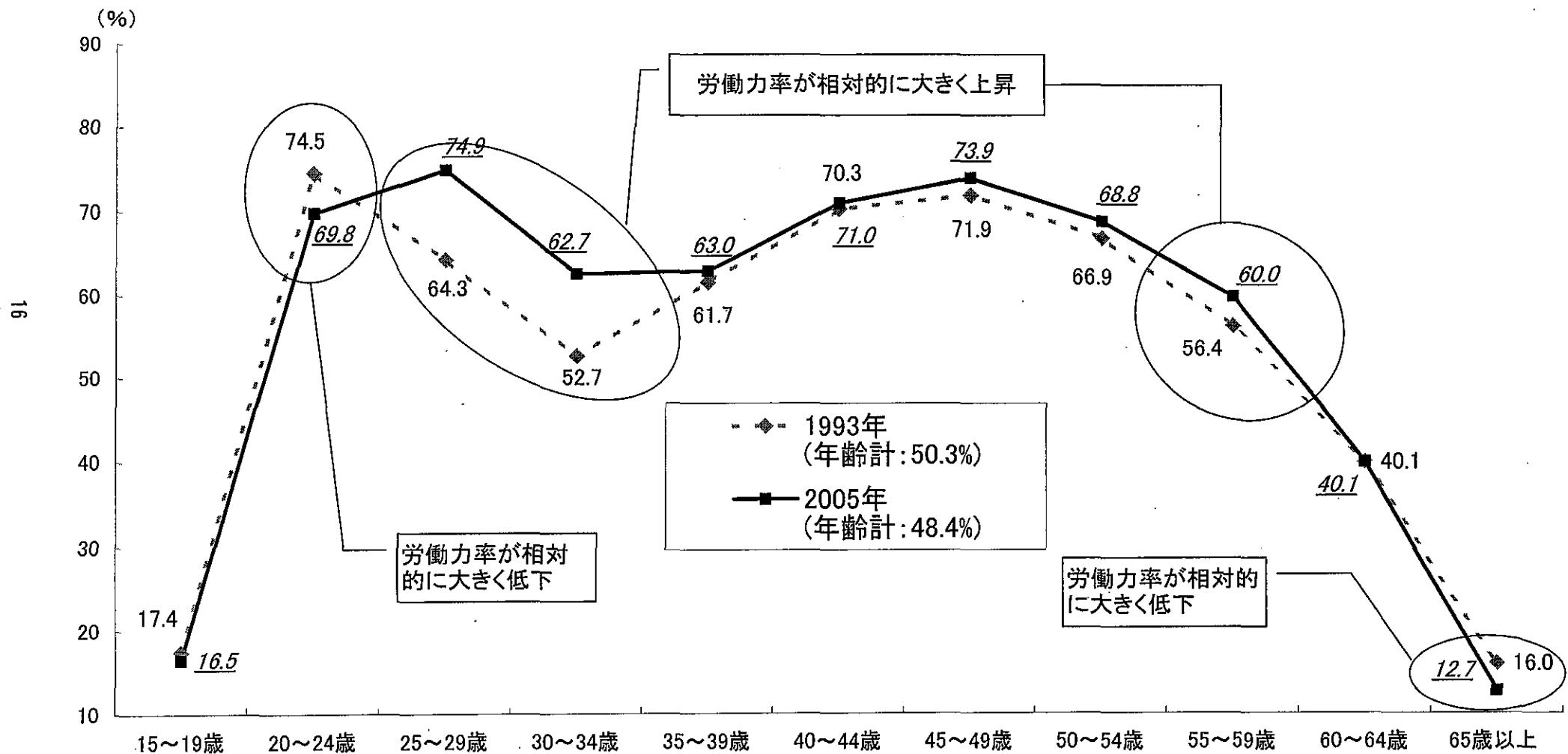
(資料出所) 総務省統計局「労働力調査特別調査」、「労働力調査(詳細結果)」

(注) 1. 平成13年までは「労働力調査特別調査」(2月調査)、平成14年以降は「労働力調査(詳細結果)」による。調査月が異なることなどから、時系列比較には注意を要する。  
2. 平成13年までは各年2月、平成14年以降は1~3月平均の値。

## 年齢別労働率の推移(女性)

女性の労働率は、1993年の50.3%から2005年には48.4%と1.9%ポイント低下した。

年齢別にみると、25~34歳層と55~59歳層で相対的に上昇幅が大きく、20~24歳層と65歳以上層で相対的に低下幅が大きくなっている。



(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

# 我が国で就労する外国人労働者数(平成16年)

専門的・技術的分野の就労者  
約19万人

特定活動  
(技能実習、ワーキングホリデー等)(※1)  
約 6万人

資格外活動許可(留学生等のアルバイト)  
約11万人

日系人等(※1)  
約23万人

不法残留者  
約19万人(※2)

(資料出所) 法務省入国管理局

(※1) 厚生労働省推計

(※2) 平成18年1月1日現在

○ 規制改革・民間開放推進会議3か年計画（再改定）（抜粋）

平成18年3月31日

閣 議 決 定

イ 「外国人雇用状況報告」の内容拡充・義務化

職業安定関連法令を改正し、外国人を雇用する全ての事業主に対して報告を義務づけるとともに、本人氏名・在留資格等、現在は収集していない情報も新たに求めることについて検討し、結論を得る。事業主の報告先は従来通り公共職業安定所を想定するが、労働行政と入国管理行政の連携へとつなげ、事業主に報告義務を重複して課さないことが重要である点に留意する。

また、現在は毎年6月に報告が求められているが、外国人労働者の退職等、その就労状況に変更があった場合、その他必要な場合の情報把握の在り方や、報告義務の懈怠や虚偽報告に対する罰則などに係る所要の改正についても、本制度の目的との均衡や多数の事業主から収集した情報の有効な活用の在り方等の観点から検討し、結論を得る。

## 外国人雇用状況報告について

### (趣旨)

- 平成 5 年度から、外国人労働者の雇用状況について事業所から年1回報告を求める「外国人雇用状況報告制度」を実施。

本制度は、事業主の協力に基づき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働力需給の適正な調整及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたもの。

- 本制度は、従業員 50 人以上規模の事業所については全事業所、また、従業員 49 人以下規模の事業所については一部の事業所(各地域の実情や行政上の必要性に応じて選定)を対象に、公共職業安定所が報告を求めているもの。外国人労働者を雇用している事業所を全数把握しているものではない。
- 本制度に基づき、平成 17 年 6 月 1 日現在で、外国人労働者を雇用(以下「直接雇用」という。)又は外国人労働者が労働者派遣、請負等により事業所内で就労している(以下「間接雇用」という。)事業所から管轄の公共職業安定所に提出された報告を集計した結果は下記のとおり。

### (報告の概要)

#### 1 報告を行った事業所及び外国人労働者の概要

- (1) 平成17年度は 155,009 事業所に対して報告を求めたところ、94,143 所から報告書の提出があり、そのうち 28,017 所が外国人労働者を直接雇用又は間接雇用していた。
- (2) このうち、外国人労働者を直接雇用している事業所は 25,106 所、その外国人労働者数は 198,380 人であった。
  - ① 産業別では、事業所数、外国人労働者数ともに「製造業」が最多で、直接雇用事業所数全体の 50.9%、直接雇用外国人労働者数全体の 54.4%を占めた。
  - ② 事業所規模別では、事業所数、外国人労働者数ともに「100~299 人」規模が最も多い
  - ③ 1事業所当たりの外国人労働者数の平均は 7.9 人(前年 8.1 人)であった。

#### 2 直接雇用の外国人労働者の属性

- (1) 男女別では、男性が 54.3%、女性が 45.7%を占めた。
- (2) 出身地域別では、「東アジア」が 43.2%で最多を占め、次いで「中南米」が 30.4%、「東南アジア」が 14.0%となっている。なお、「中南米」のうち約9割の 89.6%を「日系人」が占めている。また、前年度調査において、平成5年度の調査開始以来、初めて「東アジア」が「中南米」を上回ったが、本年度においては、「東アジア」が前年より 23.9%増加する一方、「中南米」が前年より 6.3%減少しており、「東アジア」の増加傾向が強まっている。
- (3) 在留資格別では、日系人等の就労に制限のない「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」が直接雇用外国人労働者数全体の約半数の 48.2%を占めた。次に、特定の分野で就労可能な、いわゆる「専門的、技術的分野の在留資格」(以下「専門的、技術的分野」という。)が 18.9%を占め、そのうち 61.4%は「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格であった。

(注) 「専門的、技術的分野の在留資格」とは、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能が該当する。

- (4) 職種別では、「生産工程作業員」が 55.9%で最多を占め、次いで「専門・技術・管理職」が

19.6%を占めている。

### 3 主として労働者派遣・請負事業を行っている事業所

外国人労働者を直接雇用している事業所 25,106 所、その外国人労働者 198,380 人のうち、主に労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 2,412 所、外国人労働者 53,032 人であり、それぞれ直接雇用事業所数全体の 9.6%、直接雇用外国人労働者数全体の 26.7% を占めた。

### 4 地域別の事業所数、外国人労働者数及びその特徴

都道府県別にみると、外国人労働者を直接雇用している事業所数は、東京、愛知、神奈川、大阪、静岡の順で、直接雇用の外国人労働者数は東京、愛知、静岡、神奈川、大阪の順でそれぞれ多く、いずれもこれら上位5都府県で、直接雇用事業所数全体の 44.4%、直接雇用外国人労働者数全体の 52.4% を占めている。

### 5 間接雇用について

外国人労働者を間接雇用している事業所は 5,889 所(これには「直接雇用と間接雇用のいずれの形態も有する事業所」と「間接雇用の形態のみを有する事業所」が含まれる。)であり、その外国人労働者は 144,891 人であった。

- (1) 産業別では、事業所数、労働者数ともに「製造業」が最多であり、90.8%の外国人労働者が「製造業」で就労していた。
- (2) 事業所規模別では、事業所数、労働者数ともに「100~299 人」規模が最も多い。
- (3) 1事業所当たりの外国人労働者数の平均は 24.6 人(前年 25.8 人)であった。